

■ 4月の健康のためのお知らせ ■

乳児健康診査	
【日 時】	4月12日(木)午後1時～1時30分(受付) 4月25日(水)午後1時～2時(受付)
【会 場】	健康管理センター すこやか
【対 象】	12日: 2ヶ月・4ヶ月の乳児および希望のある乳児 25日: 7ヶ月・10ヶ月・12ヶ月の乳児および希望のある乳児
【医 師】	西伯病院小児科医師 母子健康手帳とアンケートをご持参ください。 4ヶ月のお子さんにはBCG接種をあわせて行いますので、予診票をお持ちください。
1歳6ヶ月児健康診査	
【日 時】	4月26日(木)午前9時～10時(受付)
【会 場】	健康管理センター すこやか
【対 象】	平成17年7月1日～平成17年9月30日までに生まれた幼児
【医 師】	鳥取大学医学部付属病院 脳神経小児科医師 わたなべ歯科クリニック 歯科医師 母子健康手帳とアンケートをご持参ください。 保護者の歯科検診も行います。

各種がん検診・予防接種に関しては個別通知を行います。
【お問い合わせ先】 健康福祉課(すこやか) 担当: 山本(66-5524)

■ 子育てサークル 新入会員募集中! ■

かきっこ CLUB 活動 毎月2回 第2・4金曜日 午前9時30分から(変更あり) 場所 総合福祉センター いこい荘 <u>3月の予定</u> 9日(金)お別れ会の準備 23日(金)お別れ会・誕生会	にじいろポケット 活動 毎月第3金曜日 午前10時から(変更あり) 場所 健康管理センター すこやか <u>3月の予定</u> 14日(水)お別れ会
---	--

【お問い合わせ先】 町民生活課 子育て支援室(法勝寺庁舎) 担当: 角(66-3116)

■ 公共下水道の供用が開始されます ■

平成15年度から進めてきました公共下水道事業、西伯中央処理場(阿賀、清水川処理区)管渠整備工事が平成19年3月31日をもって完了する見通しです。平成19年4月1日から、清水川・フォレストタウン・下阿賀の一部集落で公共下水道に接続することが可能になります。

これに伴って、宅内の排水設備工事は3月から開始することができますので、町の排水設備指定工事店に依頼して、申請していただきますようお願いします。

【お問い合わせ先】 上下水道課(法勝寺庁舎) 担当: 荊尾、後藤(66-4807)

■ 水道メーター検針時期変更のお知らせ ■

平成19年度から水道料金の納付月を統一します。これに伴い、今まで納付月の上旬に行っておりました西伯地区の水道メーター検針を、偶数月(納付月の前月)の中旬から下旬に行います。

【お問い合わせ先】 上下水道課(法勝寺庁舎) 担当: 仲田(66-4807)

情報☆なんぶ

■ 狂犬病予防接種のお知らせ ■

生後91日以上の子犬には狂犬病予防法により、登録と年1回の狂犬病予防接種が義務付けられています。登録、予防接種は飼い主の責任です。必ず受けましょう。

日程は次のとおりですので、ご都合の良い会場へお出かけください。

【狂犬病予防接種日程表】

月日	時間	会場	手数料
4月 5日(木)	午後1時30分～2時 午後2時10分～2時30分 午後2時45分～3時15分	東西町コミュニティセンター 境公民館 ふるさと交流センター	【新規登録の場合】 登 録 手 数 料 3,000 円 注 射 料 2,400 円 注射済証交付手数料 550 円 合 計 5,950 円
4月 6日(金)	午後1時30分～1時45分 午後2時 5分～2時20分 午後2時40分～2時55分 午後3時15分～3時25分	緑水園上広場 * 能竹公民館 東長田山村広場 * 道河内公民館	【登録済の場合】 注 射 料 2,400 円 注射済証交付手数料 550 円 合 計 2,950 円
4月 9日(月)	午後1時30分～1時50分 午後2時 ～2時45分 午後3時 ～3時30分	下阿賀公民館 南部町役場法勝寺庁舎 大国田園スクエア	【再登録の場合】 再 登 録 料 1,600 円 注 射 料 2,400 円 注射済証交付手数料 550 円 合 計 4,550 円
4月10日(火)	午後1時20分～1時40分 午後2時 5分～2時40分 午後3時 5分～3時25分	円山集会所 会見農村環境改善センター あいみ公民館	
補足日 6月 6日(水)	午後1時30分～1時50分 午後2時20分～2時50分	あいみ公民館 南部町役場法勝寺庁舎	

つり銭のいらないようにお願いします。

登録済の方は犬の登録カードをご持参ください。

4月6日の会場(*)は、交通安全のために昨年と場所が異なりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 町民生活課 環境衛生室(法勝寺庁舎) 担当: 唯(66-3116、FAX 66-4426)

今月の税金・上下水道料金

納期限 4月2日(月)(口座振替の方は3月30日(金)までに、通帳残高の確認をお願いします。)

税 金	国民健康保険税 第10期
水 道 料	会見地区全域・東西町・天津地区全域・大国の一部(原・北方・長田・猪小路・小原・田園ハイツ)・馬佐良簡水・上長田簡水・東長田簡水・八金簡水・入蔵簡水・赤谷簡水・笹畑大河内簡水・与一谷鍋倉簡水・営業用
下 水 道 料	西伯地区の水道料の徴収区域以外の集落

納付の方法は個人情報保護の観点からも、口座振替にさせていただきますようお願いします。

処分される場合は再生資源ごみとしてリサイクルしましょう。



■ 南部町キャッチフリーズを再募集します ■

平成１８年１２月２０日までに行った１次募集でのキャッチフリーズの応募が少なかったため、制定委員会で協議の結果、再度南部町のキャッチフリーズを募集することにしました。多数のご応募をお待ちしております。

【募 集 期 間】平成１９年２月１９日（月）から平成１９年３月１２日（月）まで

【応 募 資 格】町内在住者・出身者及び町内事業所等勤務者

【応 募 方 法】郵便・FAX・Ｅメール

１人が複数の応募をすることも可能です。

選定の基準となりますので、必ず理由をお書きください。

採用者には記念品を贈呈します。（該当多数の場合は抽選とします）

【応 募 先】南部町キャッチフリーズ・花制定委員会（企画政策課内）

〒６８３－０３５１西伯郡南部町法勝寺３７７－１

FAX ６６－４４２６、Ｅメール kikaku@town.nanbu.tottori.jp

【お問い合わせ先】企画政策課（法勝寺庁舎） 担当：米原（ ６６－３１１３）

■ 傷ついた野鳥、死んでいる野鳥を見つけた時は ■

１．傷ついた野鳥を見つけた場合

傷ついた野鳥を見つけた時は、最寄り西部総合事務所生活環境局にご相談ください。

西部総合事務所生活環境局（ ３１－９３２０）

２．野鳥が死んでいるのを見つけた場合

野鳥は様々な理由で死にます。飼われている鳥と違って、餌が取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともあります。野鳥が死んだ場合には、鳥インフルエンザウイルスだけでなく、様々なウイルスや細菌、寄生虫が人に感染するのを防ぐことが必要です。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、こうしたウイルスや細菌、寄生虫に感染しないよう、死んだ鳥を素手で直接触らず、ビニール袋に入れてきちんと封をした上、一般廃棄物として処分することも可能です。死亡した野鳥を発見しても直ちに相談していただく必要はないかと考えられますが、不安な場合や処分の仕方については、産業課または西部総合事務所、もしくは家畜保健衛生所にご相談ください。

西部総合事務所生活環境局（ ３１－９３２０）西部家畜保健衛生所（ ６２－０１４０）

産業課 担当：岡田（ ６４－３７８３）

■ 保護された犬などの動物の情報をホームページでお知らせしています ■

最近、犬や猫が行方不明になったので、情報が欲しいなどのお問い合わせがあります。

このようなお問い合わせがあった場合は、速やかに西部総合事務所に情報を流していますが、鳥取県でもホームページで保護された動物の情報提供を行っています。情報は収容日ごとに入力されていますが、保護された時刻によっては、翌日の掲載となることなどもあります。インターネットを使える環境の方は、鳥取県生活環境部公園自然課（URL <http://www.pref.tottori.jp/kouen/animal/syuuyou/syuuyou.htm>）で、保護された動物の最新情報を自宅のパソコンなどで確認することができます。

【お問い合わせ先】保護された動物の詳細な状況については、

西部総合事務所生活環境局（ ３１－９３２０）または、

日野総合事務所福祉保健局（ ０８５９－７２－２０３８）にお問い合わせください。

町民生活課 環境衛生室（法勝寺庁舎） 担当：唯（ ６６－３１１６、FAX ６６－４４２６）

■ 緑水園が３月３日（土）リニューアルオープンします ■

１月１５日から改修工事のため休業していた緑水園が、３月３日（土）にリニューアルオープンすることになりました。

新しくオープンする館内には、エレベーターや浴室も新設され、今まで以上に利用しやすい施設になります。当日は午前１１時からオープニングセレモニーも行われます。

新しく生まれ変わった緑水園へぜひお出かけください。

【お問い合わせ先】緑水園（ ６６－５１１１）

■ 年金相談窓口の受付時間をお知らせします ■

例年、３月下旬から４月は年金相談の窓口が大変混雑します。

米子社会保険事務所での年金相談受付時間は下記のとおりです。比較的混雑の少ない平日の午前８時３０分から１０時ごろまでと午後３時以降、及び第２土曜日をご利用ください。

また、第２土曜日は、年金相談時間の予約をお受けしています。

【年金相談受付時間】 平 日 午前８時３０分から午後５時１５分

ただし、毎週月曜日は午後７時までお受けしています。

（月曜日が祝日の場合は火曜日）

第２土曜日 午後８時３０分から午後４時

【お問い合わせ先】米子社会保険事務所（ ３４－６１１１）

■ 住宅火災から大切な命を守るために住宅用火災警報器を備えましょう ■

消防法の改正により、新築の住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化され、既存の住宅についても平成２３年５月３１日までの設置が義務付けられています。

○ 住宅用火災警報機ってどんなもの？ 火災を感知して音や音声で知らせます。	○ どんな方式があるの？ 「電池を使うタイプ」と「家庭用電源（ＡＣ１００Ｖ）を使うタイプ」があります。
○ どんな場所に設置するの？ １．寝室に使用する部屋の天井または、壁面に設置します。 ２．寝室に使用する部屋がある階の階段踊り場の天井または、壁面に設置します。 ３．台所はできるだけ設置が望ましい（努力規定）となっています。	○ 安心のために ＮＳマーク（日本消防検定協会の鑑定マーク）のついたものを取り付けてください。  NS マーク

○ 悪質な訪問販売等に十分注意してください。

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。不審に思われた場合は、米子消防署南部出張所または総務課までご連絡ください。

よくある売り文句	本当は
今すぐ取り付けなければ罰金を科せられますよ。 →	既存家屋は平成２３年まで猶予期間があります。
消防署から許可を得て販売しにまいりました。 →	消防署は一切、斡旋販売はしていません。

くわしくは、西部消防局ホームページ <http://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/index.htm> をご覧ください。

【お問い合わせ先】米子消防署南部出張所（ ３９－６００３）

総務課（法勝寺庁舎） 担当：畑岡（ ６６－３１１２）